

労働法セミナー

3時間でわかる退職・解雇の法的対応と実務

企業は、様々な経営上の必要性から、従業員の退職・解雇を進めなければならない場面に直面します。そうしたときに、違法な退職強要や不当解雇、それらに伴うレピュテーションリスクに注意する必要があります。

本セミナーでは、退職・解雇等に関する最新の法令や判例を踏まえ、企業にとって必要な施策を適正に進めるための実務ポイントはどこにあるのか、企業が取るべき法的対応と実務について、石寄・山中総合法律事務所の代表弁護士である延増拓郎先生に解説していただきます。

【日時】 令和6年3月8日（金） 13:30～16:30

【会場】 米子コンベンションセンター 3F 第1会議室

米子市末広町 294 Tel. 0859-35-8111

【講師】 弁護士 ^{えんそう たくろう} 延増 拓郎 氏 石寄・山中総合法律事務所

〔経歴〕 1994年	明治大学法学部卒業
1998年	司法試験合格
2000年	司法修習終了（53期） 弁護士登録
2000～03年	原山法律事務所
2003年	石寄信憲法律事務所入所
2011年4月	ヴァイスパートナー就任
2013年1月	パートナー就任
2016年1月	代表代行パートナー就任
2018年4月	代表パートナー就任
2022年1月	代表弁護士就任

プログラム

1 退職届の撤回への対応

- (1) 退職届への撤回に応じなければならないか
- (2) 退職届の撤回を防ぐためにどのようにすればいいか

2 退職の意思表示の効力

- (1) 合意退職が無効とされる場合はあるか
- (2) 退職の意思表示に真意性が求められるか

3 退職勧奨はどのような点に注意すべきか

4 普通解雇が有効と判断されるためにはどのような点に注意すべきか

5 私傷病による退職・解雇についてどのような点に注意すべきか

6 障害による退職・解雇についてどのような点に注意すべきか

7 懲戒解雇をする場合はどのような点に注意すべきか

8 ハラスメントに対する解雇が可能なのはどのような場合か

9 有期労働契約解消の近時の問題

- (1) 契約期間の上限特約や不更新の合意をすることによって契約解消できるか
- (2) 更新時の契約内容の変更に応じないことを理由に契約解消できるか

10 高年齢者雇用確保措置に関する契約解消問題

- (1) 定年時の再雇用を拒絶できるか。更新時に更新拒絶はできるか
- (2) 定年再雇用時に労働条件が合意できない場合どのようなリスクがあるか

【定 員】 20名

【受 講 料】 役員・幹事会社7,000円 会員9,000円 会員外14,000円
(消費税込、1名につき)

- 【申込方法】
- 下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込みください。
 - 受講料は、後日、請求書をお送りしますので、指定期限までにお振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。(恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。)
 - セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を頂きますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 **令和6年3月1日(金)**

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会
〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F
T E L . 0 8 5 7 - 2 2 - 8 4 2 4
F A X . 0 8 5 7 - 2 4 - 4 1 7 4
U R L <http://www.torikeikyo.or.jp>

(一社)鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

3/8開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名	TEL
〒 所在地	FAX

申込担当者(氏名) (所属部署・役職名)

※請求書をメールで送付ご希望の場合、メールアドレスをご記入ください。

No.	受講者氏名	所属部署・役職名
1		
2		
3		

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。